

岡山県社会福祉協議会活動強化計画

基本方針・基本構想（基本計画）

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

1. 岡山県社会福祉協議会活動強化計画策定にあたって

我が国は、急速な少子化、高齢化の進展に伴い、21世紀にはいづれの時代にも経験したことのない本格的な少子・高齢社会を迎える。

こうした中で、1990年の社会福祉関係8法の改正を皮切りに、21世紀福祉ビジョン、新ゴールドプランや今日の公的介護保険制度の創設の動きに至るまで、ノーマライゼーションの思想を基調とした地域福祉の実現にむけて、福祉の制度改革が急速な勢いで進められている。

これは、利用者本位・自立支援を基本にすえた、総合的なサービス提供体制を地域社会の場で行くとともに、福祉の普遍化をはかっている新しい地域福祉システムの構築をめざすものである。

岡山県においても、「人間尊重、福祉優先」の基本理念のもとに、高齢者保健福祉計画の策定や、本年度は第5次岡山県総合福祉計画が策定され、来るべき21世紀に向けて、福祉・保健・医療の統合化をめざした総合的な地域ケアシステムづくりを進めようとしている。

このような動きの中で、社会福祉協議会（社協）は、創設以来一貫して住民の主体的な福祉活動への参加を促進し、当事者等住民のニーズに対応した社会福祉活動やボランティア活動の強化に取り組み、地域福祉推進の中核的役割を果たしてきた。

なかでも、地域福祉を市町村行政と協働して推進する市町村社協は、福祉を必要とする人びとへの個別的、具体的な援助機能を担うとともに、地域の福祉課題の解決に取り組むための組織化活動や地域ネットワークづくりをすすめるなど、次第に充実が図られ、活動も広がりや深まりをみせている。

一方、社会福祉施設や民間団体等も地域福祉を推進していくという視点で新たな福祉サービスを開発し、地域住民のニーズに対応しつつある。

岡山県社会福祉協議会（県社協）としても、社会福祉を取りまく状況の変化に対応すべく事業の展開に努めてきたが、諸情勢の変化は急であり、既存の事

業や組織の枠内では対応しにくく、行政計画である第5次岡山県総合福祉計画を視野に入れたうえで、長期的視点にたった総合的・計画的な事業運営が必要となってきた。そこで、新しい時代に対応する「岡山県社会福祉協議会活動強化計画」を策定し、積極的な事業展開をはかろうとするものである。

II. 計画の期間・構成

(1) 計画の期間

平成8年度から平成12年度までの5年間とする。

(2) 計画の構成

1. 中期的な視野にたって本計画を策定し、県域における民間福祉分野の地域福祉活動強化の具体的な方向を示し、基本方針、基本目標（基本計画）、実施計画で構成した。
2. 基本目標ごとに取り組む重点事業を掲げているが、新総合福祉会館の建設や社会福祉を取り巻く情勢を勘案し、平成9年度にこの計画の見直しを行なう。

Ⅲ. 基本方針、基本目標

県社協は、21世紀の少子・高齢社会にむけて、ノーマライゼーションの思想を基調とした地域福祉の実現をめざし、その第一線で実践する市町村社協をはじめ、福祉施設や関係機関・団体、企業等と連携・協働しながら、次の方針と目標を掲げ、計画的に事業を展開する。

〔基本方針〕

- 福祉問題を他人ごとでなく、自分の問題として受けとめ、誰もが必要なときに必要なサービスを気軽に利用できるような生活環境・福祉の土壌づくりをすすめる。
- 共に支え合い、学びあい、みんなが主体的に福祉活動に参加していく福祉コミュニティづくりをすすめる。
- 利用者本位・自立支援を基本にした、サービスの量・質を高めていくための福祉マンパワーの確保と専門性の向上をはかるとともに、福祉・保健・医療の統合化を促進し、地域ケアシステムの構築にむけて条件整備をすすめる。

〔基本目標〕

- (1) 民間の立場から、岡山県の福祉のあり方、方向等について調査研究し積極的に提言する。
- (2) 福祉に関する総合相談機能の強化や情報提供のシステム化をはかる。
- (3) 県民の福祉やボランティア活動への参加を促進するための啓発活動を展開する。
- (4) 地域福祉の総合的推進をめざす市町村社協への支援・協力を強化する。
- (5) 福祉の人材養成・確保や魅力ある福祉の職場づくりをすすめる。
- (6) 社会福祉施設、民生委員協議会、関係団体の連絡調整や協働活動を推進する。

この推進にあたって、県社協の本来機能である連絡調整、調査研究、広報啓発、提言の各機能を新たな視点で見直しながら総合企画力を高めるとともに、それに対応できる組織体制の整備をはかり、県域における民間社会福祉活動の中核的役割を果たしていく。

基本目標（基本計画）

1. 民間の立場から、岡山県の福祉のあり方、方向等について調査研究し積極的に提言する。

住民・福祉関係者のニーズや声を代弁し、行政や社会に政策等提言していくことは県社協の基本機能の一つである。調査研究、連絡調整、ソーシャルアクション、広報啓発といった一連の機能を強化し、総合企画能力を高めていく。

〔重点課題〕

- (1) 総合企画委員会の調査・研究・提言機能の強化をはじめ、部会・委員会活動を再編し、総合企画能力を高める。
- (2) 県内大学や行政等との連携による調査研究機関の設置を検討する。
- (3) 総合企画委員会との連携のもとに施設・地域予算対策活動の一体的展開をはかる。
- (4) 広報紙・情報誌等の充実やマスコミなどの広報媒体を活用した啓発活動を積極的にすすめる。

2. 福祉に関する総合相談機能の強化や情報提供のシステム化をはかる。

県民や福祉関係者に対する広域の情報発信拠点として県社協の役割は大きい。必要とされる情報を迅速、的確に提供できるシステムづくりと、福祉情報の相談窓口としての機能を強化し、総合相談・情報提供のセンターとしての役割を果たしていく。

〔重点課題〕

- (1) 県民や関係機関・団体等が必要とする福祉情報の収集・提供システムをつくる。
- (2) パソコン、ファクシミリ等を媒体とした情報通信ネットワークの研究をすすめる。
- (3) 福祉就労・施設経営・ボランティア相談事業の連携体制の確立と、広域の福祉情報に関する総合相談機能の整備をはかる。
- (4) 県域レベルでの関係相談機関との連絡調整をはかり、市町村社協の相談事業の支援を強化する。
- (5) 相談部門、情報の収集・蓄積・分析・提供部門に要する人、機材、スペース等を備えた「福祉情報センター」（仮称）の設置をすすめる。

3. 県民の福祉やボランティア活動への参加を促進するための啓発活動を展開する。

地域福祉の実現のためには、県民の福祉に対する理解と参加を促進するとともに、県民が福祉に関する制度・サービスについて正しい知識をもつことも重要である。そのための福祉教育や啓発活動は、基本的には市町村段階で取り組むべき課題であるが、全県的に啓発していく課題や、市町村段階での活動を支援していくための条件整備等、広域的課題を整理・分担し、取り組んでいく。

〔重点課題〕

- (1) 県段階におけるボランティア活動推進機関・団体と相互連携をはかっていくためのネットワークづくりをすすめる。
- (2) 福祉教育、啓発活動など活動参加促進のための広域的活動・事業を展開する。
- (3) ボランティア活動推進の核となるコーディネーター、リーダー、アドバイザー等の養成・育成をはかる。
- (4) ボランティア活動の実態把握や活動プログラムの開発等、調査・研究活動に取り組む。
- (5) 企業、労働組合、社会人に対するボランティア活動参加促進のための啓発、相談、活動支援を強化する。
- (6) マスコミや情報通信機器を活用した広報活動を積極的にすすめる。
- (7) 市町村ボランティアセンターの整備促進と活動の支援を行う。
- (8) 県ボランティアセンターの基盤・機能の強化をはかる。

4. 地域福祉の総合的推進をめざす市町村社協への支援・協力を強化する。

市町村社協が地域福祉推進の中核的役割を担っていくためへの支援協力は、県社協の最大の課題である。特に、福祉サービスの実施主体が市町村に移行されていくなかで、社協の本来機能である地域組織化活動とともに、保健・医療・福祉の連携を強化しながら福祉サービスの供給主体としての役割が求められている。

今後、総合的な福祉相談活動やケアマネジメントに取り組み、福祉サービス推進部門の強化や小地域での生活支援活動、ネットワーク活動等問題発見・解決機能を高めるとともに、地域福祉を総合的・計画的に推進していく「事業型社協」をめざしていくため、県社協としての支援協力体制を一層強化していく。

〔重点課題〕

- (1) 地域福祉活動計画の策定および実施について支援を行うとともに、経営基盤の整備を促進する。
- (2) 地域福祉推進のための活動指針やマニュアルの策定等、活動・事業のあり方、実施方法についての技術的援助を強化する。
- (3) 社協らしい在宅福祉サービスの開発・拡充やサービスの総合調整、供給体制づくり等について研究し、市町村社協への波及をはかる。
- (4) 市町村社協における保健・医療・福祉のネットワーク化を促進するとともに、県レベルの関係機関・団体との連携をはかる。
- (5) 社協役職員の専門性を高めるための研修事業を体系的に実施する。
- (6) 市町村社協との情報通信ネットワークを構築する。
- (7) 社協間の連絡調整やブロック別職員組織の活動支援など、社協活動の活性化をはかるための条件整備をすすめる。
- (8) 市町村社協に対する個別支援体制を整備する。

5. 福祉の人材養成・確保や魅力ある福祉の職場づくりをすすめる。

福祉需要の増大、多様化が進むなかで、特に個別援助、ケアマネジメントやコミュニティワークの技術をもつ専門職の養成・育成や、福祉に携わる人材の養成・確保が最も重要な課題である。また、魅力ある職場としての社会的評価を高めていくための条件整備を関係機関・団体等と連携し、支援する。

〔重点課題〕

- (1) 教育・労働機関団体等との連携・協力などにより、福祉人材確保の充実をはかる。
- (2) 福祉従事者、関係者の研修事業の体系化をはかり、系統的に実施する「社会福祉研修センター」（仮称）の設置をすすめる。
- (3) 福祉人材確保のための福祉啓発、広報、養成事業を強化する。
- (4) 福祉就労相談・斡旋活動を強化するため、福祉人材バンク等と連携しながら体制の整備をはかる。
- (5) 介護技術指導員・相談員の養成・確保や介護知識・技術、介護機器の普及等在宅介護支援活動を広域的に展開していくための「介護実習・普及センター」の設置を促進する。

- (6) 福利厚生センター事業をはじめ、県共済、育成財団事業を充実し、福祉従事者の福利厚生の充実につとめるとともに、処遇や労働条件の改善・向上のための提言などを展開する。

6. 社会福祉施設、民生委員協議会、関係団体の連絡調整や協働活動を推進する。

地域福祉を推進していくという視点で、本会構成員である社会福祉施設・団体等の連絡調整をはじめ、各種別協議会活動の援助や福祉関連団体等のネットワーク化をすすめるなど、連絡調整機能の強化や共同研究、協働活動の促進などを積極的にすすめる。

また、保健・医療・福祉の連携による地域ケアシステムづくりをすすめるうえで、特に社会福祉施設や民生委員・児童委員の果たす役割は大きく、市町村社協と連携・協働してその推進がはかれるよう支援を強化する。

〔重点課題〕

- (1) 各種別協議会の県社協における位置づけを明らかにするとともに、運営の援助や相互の連絡調整を密にする。
- (2) 利用者本位のサービスの質の向上をめざして、問題・課題別に研究・提言を行なう横断的な部会・委員会を設け、政策提言や共同事業の実施につとめる。
- (3) 社会福祉施設の専門機能を活かした地域サービスや福祉教育活動等の研究・開発などにつとめ、施設の地域化を促進する。
- (4) 民生委員・児童委員による小地域ネットワーク活動を柱とした地域福祉活動が一層推進されるよう、民生委員協議会活動の支援につとめる。
- (5) 県域レベルの当事者組織との連絡調整をはかる。
- (6) 保健、医療をはじめ教育、労働、住宅等福祉関連領域との連携につとめる。

●民間社会福祉活動推進の拠点としての県社協基盤の強化をはかる。

上記の課題に対応していくためには、会員制度、理事会・評議員会組織、部会・委員会のあり方など組織の見直しや、事務局機構のあり方の検討、職員の専門性の向上、財源確保、さらには新総合福祉会館の建設促進など取り組む課題が多い。また、先の6つの重点課題に取り組んでいくためには、既存事業の整理統合、廃止など事務・事業の見直しも必要である。

〔重点課題〕

(1) 組織・運営の強化

- ① 会員の拡大と会員制度の見直しをはかる。
- ② 理事・評議員の選出のあり方、定数の検討等組織運営の強化をはかる。
- ③ 部会・委員会の位置づけ、あり方を明確にする。

(2) 財源の強化

- ① 基金の創設・増強について検討するとともに、収益事業等による新規財源の確保につとめる。
- ② 公的補助金、会費、共同募金配分金の計画的増強と寄付金の拡大につとめる。

(3) 事務局体制の強化

- ① 機能強化のための事務局機構の見直しを検討する。
- ② 職員処遇・労働条件の改善をはかる。
- ③ 職員の専門性の向上をはかる。

(4) 新総合福祉会館の建設

今日の多様な福祉ニーズに対応するため、研修センター、ボランティア・情報センター、介護実習普及センター等多目的機能を備えた新総合福祉会館の建設を促進する

(5) 既存事務・事業の見直しを積極的にすすめる。

〔 付 属 資 料 〕

岡山県社会福祉協議会活動強化計画策定要綱

1. 目 的

急速な少子化、高齢化の進展にともない、21世紀には本格的な少子・超高齢社会を迎えようとしている。このなかで、県民の福祉需要はますます複雑かつ増加の傾向にありこれに対応するため行政サイドにおいては、数次にわたる福祉制度の改革、在宅福祉の強化、福祉施設の拡充等強力に進められつつある。

このような時期に臨み岡山県社会福祉協議会(以下「県社協」という)として、今後急速に変化する福祉需要に適切に対処するため、早急に活動強化計画を策定し、長期的展望に立った県社協活動の方向を明確にするとともに、今後の民間社会福祉活動の拠点としての態勢を整備し、会員をはじめ県民の期待に応えようとするものである。

2. 計画目標年次

- | | | |
|----------|------|--------------|
| (1) 長期展望 | 10ヶ年 | 平成7年度～平成16年度 |
| (2) 中期計画 | 5ヶ年 | 平成8年度～平成12年度 |

3. 計画策定期間

平成7年1月～10月 10ヶ月

4. 計画策定委員会の設置

計画策定委員会は、10名以内で組織し、委員は県社協会長が委嘱する。

県 2, 市町村社協 2, 福祉施設 2, 県民協 1

学識経験者 1, 県社協役員 1, 全社協 1 計 10 名

5. 計画策定事務局体制

計画の素案づくりを行うため、県社協事務局内にプロジェクトチームを編成する。

*プロジェクトチーム編成

各課1～2名	8名	
*チームキャップ	1名	計 9名

6. 計画の決定

- (1) 計画策定委員会で策定された計画案を、県社協総合企画委員会において審議、決定し、県社協会長に答申する。
- (2) 県社協会長は、理事会、評議員会に対し、これを報告する。

7. その他

- (1) その他計画策定に必要な事項は、会長が別に定める。
- (2) この要綱は、平成6年12月1日より施行する。

県社協活動強化計画策定委員名簿

H.7.10.1 現在

分野	氏名	所属・職名
学識経験者	◎野上 文夫	川崎医療福祉大学医療福祉学部 教授
行政	二宮 進一	岡山県地域保健福祉課 課長
〃	岩上 光一	岡山県施設指導課 課長
市町村社協	出井 敏雅	岡山市社会福祉協議会 課長・専門員
〃	稲田 隆司	北房町社会福祉協議会 専門員
福祉施設	○岸本 義夫	特別養護老人ホーム広虫荘 荘長
〃	財前 民男	社会福祉法人光明会 常務理事
民生委員	伊澤 芳恵	岡山県民生委員児童委員協議会 副会長・女性部長
全社協	三上 甚裕	全国社会福祉協議会 企画部長
県社協	川上 哲雄	岡山県社会福祉協議会 常務理事

◎ 委員長

○ 副委員長

県社協活動強化計画策定プロジェクトチーム名簿

氏 名	所 属 ・ 職 名
◎竹 則 清 志	事務局次長
安 藤 健 吉	総務課長兼民生課長
塚 田 健 二	福祉人材センター所長
○梶 元 英 一	振興課長兼ボランティアセンター所長
片 山 修 二	福祉課長
保 坂 邦 夫	福祉人材センター所長補佐
中 川 芳 子	民生課課長補佐
重 實 良 香	総務課主任
山 本 茂 樹	振興課主任

◎ チーフ

○ サブチーフ

県社協活動強化計画策定委員会経過報告

	開催月日	場 所	内 容
第1回 委員会	H.7 4月21日 (金)	県総合福祉会館 6階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の選出について ・策定委員会の運営について ・県社協事業等の現状と課題について ・今後のすすめ方について
第2回 委員会	H.7 6月14日 (水)	県総合福祉会館 6階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協の現状・課題について（再検討） ・県社協のあり方・めざす方向について （基本的な考え方の整理） ・今後のすすめ方について
第3回 委員会	H.7 7月24日 (月)	県総合福祉会館 6階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協のめざす方向(基本計画)の検討 (活動・事業面) ・その他
第4回 委員会	H.7 8月29日 (火)	県総合福祉会館 6階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協のめざす方向(基本計画)の検討 (活動・事業面) ・その他
第5回 委員会	H.7 9月28日 (木)	県総合福祉会館 6階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協のめざす方向(基本計画)の検討 (組織面) ・基本理念、基本方針の検討
第6回 委員会	H.7 10月27日 (金)	県総合福祉会館 6階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、基本方針の検討 ・強化計画成案 ・その他
第7回 委員会	H.7 11月8日 (水)	県総合福祉会館 6階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・強化計画について答申

県社協活動強化計画策定プロジェクト会議経過報告

	開催月日	内 容
第1回 会 議	H.6 12月 2日 (金)	・計画の考え方について ・全体スケジュールについて
第2回 会 議	H.7 1月 5日 (木)	・活動の現状分析(1)
第3回 会 議	H.7 1月10日 (火)	・活動の現状分析(2)
第4回 会 議	H.7 2月15日 (水)	・活動の現状分析(3)
第5回 会 議	H.7 3月 6日 (月)	・組織の現状分析(1)
第6回 会 議	H.7 4月18日 (火)	・組織の現状分析(2) ・第1回委員会に向けて考え方の確認
第7回 会 議	H.7 6月 6日 (火)	・現状分析の課題整理 ・基本理念・基本計画 骨子の検討
第8回 会 議	H.7 6月 9日 (金)	・めざす方向(基本計画)骨子の検討
第9回 会 議	H.7 7月11日 (火)	・めざす方向(基本計画)の検討 (活動・事業面)
第10回 会 議	H.7 7月17日 (月)	・めざす方向(基本計画)の検討 (組織面)
第11回 会 議	H.7 8月 3日 (木)	・実施計画のフォーマットづくり ・基本計画の補充修正
第12回 会 議	H.7 8月24日 (木)	・基本理念・方針について
第13回 会 議	H.7 9月28日 (木)	・基本理念・方針について ・基本計画の補充修正
第14回 会 議	H.7 10月 2日 (月)	・基本理念・方針について ・実施計画の策定について
第15回 会 議	H.7 10月17日 (火)	・基本理念・方針について最終案作成 ・強化計画成案づくり